

I ー① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

- ・健康危機管理事案発生時の即応体制の維持強化、及び関係機関との情報共有を推進します。
- ・感染拡大の抑制のため地域の実情に応じた研修会等を開催するとともに、ホームページ等を通じて情報発信します。
- ・難病や小児慢性特定疾病患者の災害に備えた個別避難計画作成の市支援や個別支援計画（災害時マニュアル）作成を行います。

I ー② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策の推進～

- ・加熱不十分な食肉による食中毒及びノロウイルス等による食中毒を防止するため、関係者に啓発・指導を行います。
- ・前年度の食中毒発生施設及び検査結果不良施設等の監視・指導を行うことにより、集団食中毒の発生防止に取り組みます。
- ・食品衛生管理の国際標準であるHACCPを定着させるため、記録の継続や計画の見直し等定着に向けた支援を実施します。
- ・食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食品ピクトグラム等を活用した食物アレルギー対策の取組を推進します。

II ー① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

- ・健康寿命延伸のために、市や関係機関と連携し、ライフコースアプローチを踏まえ若い世代からの働きかけを行います。
- ・働き盛り世代への健康づくり対策促進をするために、健康経営事業所を中心とした健康づくりの取組推進、体制づくり及び環境整備を行います。

II ー② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

- ・高齢者や精神障がい者、その家族等誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、支援関係者の連携のための取組を推進します。
- ・「地域包括ケアシステム」の推進を目指し、医療と介護・障がい福祉等が連携した取り組みとなるよう、市との協働や市への支援を行います。

III グリーンアップおおいたの推進

- ・グリーンアップおおいた実践隊の活動を支援するため地域推進会議を開催するとともに、環境意識を高め主体的に環境保全に取り組む人材を育成することを目的としたグリーンアップおおいたアドバイザー制度について、周知を実施します。
- ・排水対策を推進するため、立入検査計画に基づく事業場排水対策の監視指導や浄化槽の適正管理の啓発を行います。
- ・流域会議の運営や水環境保全に関する取組を支援するため、流域会議を開催します。
- ・アスベスト飛散防止対策のため、解体工事現場等の監視・指導を実施します。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ICT等に対応できるよう所内の人材育成を行い、情報リテラシーの向上に努めます。
- ・紙ベースで行っている業務のICT化の検討及びICT化に向けた業務工程の見直しを行い、県民サービスの向上を図ります。
- ・キャッシュレス端末の導入後の活用を進め、県民の申請窓口での待ち時間短縮を図ります。

I ー① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

現状と課題

- ・臼津沿岸部は「南海トラフ巨大地震」による津波被害が予測される地域であり、近年は、台風以外にも線状降水帯の発生による大規模豪雨災害が由布市で発生しており、地震や風水災害に対応できる体制の強化や対応力の向上が喫緊の課題となっている。
- ・新型コロナウイルス感染症対応での経験等をふまえ改定した「大分県感染症予防計画」において「保健所は地域における感染症対策の中核機関」と定義されたことで、新興・再興感染症に対応できる体制整備に向けて当該計画に基づき令和5年度に策定された「健康危機対処計画（感染症編）」により、平時の備えも含めた感染症予防のための具体的方策が定められた。
- ・健康危機管理の拠点として、各市・医師会・感染管理認定看護師等、感染症対策における関係機関との協力体制のもと、平時における啓発活動のほか、事案発生時における健康被害の拡大防止対策が迅速かつ適切に行えるよう、体制強化を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 健康危機管理体制の整備・充実**
 - (1) 事案発生時における関係機関との連携及び対応
 - (2) 健康危機管理事案の発生に備えた平時からの連絡体制構築及び所内体制の整備
 - (3) 健康危機対処計画（感染症編）の実践及び改訂
 - (4) 薬剤耐性（AMR）対策の推進と関係機関と連携した感染症対策訓練等の実施
- 2 自然災害発生時の対応力の強化**
 - (1) 保健医療活動に関する調整能力の向上
 - (2) 地区災害対策本部保健所班の所管業務遂行
 - (3) 難病・小児慢性特定疾病患者の災害時個別避難計画作成に向けた市支援、災害時個別支援計画作成
- 3 感染症等による健康被害の未然防止等の取組**
 - (1) 感染症や食中毒の未然防止と拡大防止の取組
 - (2) 感染症・食中毒情報の適時な情報提供・周知徹底

中期的目標

- ・地震等、大規模災害の発生に備えた体制が整備されている。
- ・社会福祉施設において感染症の発生及び感染拡大を防ぐことができる。
- ・新興感染症発生時に適切な対応をとり、感染拡大を防ぐことができる。

目標指標

- 1 健康危機管理体制の整備・充実**
 - (1) 健康危機管理連絡会議の開催
 - (2) 健康危機対処計画の改訂、関係機関等との連携・情報共有
 - (3) 社会福祉施設向け感染症等対策フェイスシートの整備
- 2 自然災害発生時の対応力の強化**
 - (1) 保健所災害時対応マニュアル等を用いた訓練実施及びマニュアル更新
 - (2) 所内人材育成のための職場研修の開催
 - (3) 市が作成する災害時避難計画の作成支援
 - (4) 災害時個別支援計画（災害時マニュアル）の作成
- 3 感染症等による健康被害の未然防止等の取組**
 - (1) 感染症対策連絡会・研修会の開催（中部：5回、由布：6回）
 - (2) あなたのまちの感染症情報の提供（毎週）、緊急時の情報提供（適時）

I－② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策の推進～

現状と課題

- ・全国的に加熱不十分な食肉による食中毒が多く発生していることや、管内ではノロウイルスによる食中毒が3件発生していることから、事業者や消費者への啓発が必要
- ・集団食中毒の発生防止のため、前年度食中毒発生施設や検査結果不良施設等の監視が必要
- ・令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化され、食中毒発生の危険性は低下しているものの、食中毒が発生した施設等で不適切な運用が散見されるため、引き続き、HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策が必要
- ・食品表示については、不適正事例が発生していることや今後も制度の改正等が想定されることから、事業者に向けて効果的に制度の普及・啓発を行うことが必要。また、食物アレルギー事故を防ぐため、食品取扱事業者等に食物アレルギーに関する正確な情報を提供していくことが必要

保健所が実施すべき対策

1 食中毒防止対策

- (1) 営業施設及び消費者あて近年の食中毒発生動向及び防止対策について情報提供
- (2) 前年度食中毒発生施設や検査結果不良施設等の監視指導
- (3) 加熱不十分な食肉及び生食用魚介類を販売もしくは提供する施設に対する監視指導
- (4) 営業施設で使用する水の管理に関する監視指導

2 HACCP定着のための支援

記録の継続や計画の見直し等定着に向けた支援

3 食品表示対策

食品関係事業者へアレルギー表示等の正しい表示の知識の普及

中期的目標

- ・食中毒に関する知識を浸透させることにより、食中毒の発生を防止する。
- ・HACCPを全ての食品事業者に着定させることにより、食中毒防止を図る。
- ・食品事業者が食物アレルギーに関する理解を深め、消費者に適切な情報提供を行うことにより、食物アレルギー事故を防止する。

目標指標

1 食中毒防止対策

- (1) 食品関係講習会の開催回数
(中部：10回、由布：10回)
- (2) 前年度食中毒発生施設や検査結果不良施設等の監視回数
(中部：8回、由布：8回)
- (3) 飲食店営業、食肉販売業、魚介類販売業施設等の監視回数
(中部：110回、由布：100回)
- (4) 営業施設の使用水及び水質検査実施の確認件数
(中部：160回、由布：150回)

2 HACCP普及推進対策

HACCP定着のための指導件数
(中部：160回、由布：150回)

3 食品表示対策

食品衛生責任者更新講習会における食品表示指導回数
(中部：4回、由布：4回)

Ⅱ－① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

現状と課題

- 管内の市は県内でも生活習慣病の有病率が高く（国保診療分）、平成28年度に実施した「県民健康意識行動調査」では、運動習慣の定着等が課題であったことから事業所ぐるみの働き盛りの健康づくりを推進してきた。事業所における健康づくり事業の好事例の蓄積や普及活動、各市のマイレージ事業とのコラボなど市と協働した取組みを行ってきた。
- 令和4年度の「県民健康づくり実態調査」では、運動習慣の定着は進み、塩分摂取量も減ってきているが、男女とも適正な塩分摂取量には達していない。また、健康寿命の補助指標13項目のうち「身体活動」が低い市や「メタボリックシンドローム該当者」の割合が多い市もあることから、今後も市と協働して事業所単位の健康づくりをすすめる機運を高め、働き盛りの健康づくりの推進を図るとともに、食環境の整備に努める。
- また、糖尿病性腎症重症化予防に向けた市の個別支援体制の整備を支援する。

保健所が実施すべき対策

- 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備**
 - 地域・職域健康づくり推進連絡会議の開催
 - 市が行う「地域の健康づくり支援事業」への支援
 - 食の健康応援団（うま塩、野菜たっぷり）の推進
 - 市の第三期データヘルス計画に基づく事業推進に向けた各市への支援
 - 糖尿病性腎症等の重症化予防に向けた個別支援体制整備
- 働き盛り世代への健康づくり対策の推進**
 - 事業所の主体的な健康づくり事業の取組促進
 - 事業所ネットワーク会議（セミナー）の開催
 - 事業所健康チャレンジ事業のキックオフ
 - 事業所における取組好事例の横展開
 - 事業所健康チャレンジ事業に取り組む事業所の支援
 - 健康経営事業所への働きかけ
 - 健康情報の発信
 - 新規登録にむけた働きかけ
 - 認定にむけた働きかけ
 - 認定事業所への支援

中期的目標

- 地域・職域連携による健康づくりを推進する体制づくり**
 - 事業所ネットワーク会議（セミナー）の定例化
 - 市の糖尿病性腎症重症化予防個別支援検討会議の定例化
- 働き盛り世代の健康づくりの推進**
 - 健康経営事業所認定事業所数（令和8年度 124事業所）
 - 事業所ぐるみの取組を行った事業所数（令和8年度 目標 152事業所）

目標指標

- 地域・職域連携による健康づくりを推進する体制づくり**
 - 地域・職域健康づくり推進連絡会議の開催
 - 各市事業所健康づくり支援事業への支援
 - 「食の健康応援団」 新規登録店 1か所
 - 糖尿病性腎症重症化予防個別支援検討会議 2回以上／年
- 働き盛り世代の健康施策の推進**
 - 健康経営事業所認定事業所数 110か所→119か所
（新規認定事業所数 中部：7か所、由布：2か所）
 - 健康経営事業所登録事業所数 220か所→229か所
（新規登録事業所数 中部：7か所、由布：2か所）
 - 健康情報の発信（毎月）
 - 事業所ぐるみの健康づくりに取り組む事業所 134か所→143か所
（新規事業所数 中部：7か所、由布：2か所）

Ⅱ－② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

現状と課題

- ・中部保健所管内の高齢化率は41.6% ※¹、将来推計※²ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2045年には45.1%とおおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。また、在宅で療養を希望する難病や小児慢性特定疾病等の患者も多くみられることから、全世代型の地域包括ケアシステムの構築が求められている。
- ・市が主体となって推進している「在宅医療・介護連携推進事業」の取組に対して、保健所は広域的・専門的な見地から積極的な支援を行う必要があり、市町村及び医療・介護関係者等に対して連携推進のための情報共有、検討を実施する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援
 - (1) 地域医療構想会議の開催
 - (2) 市の事業・会議への参画、情報共有
 - 臼杵市：臼杵市在宅医療・介護連携推進事業
 - 津久見市：津久見市在宅医療・介護連携推進事業
 - 由布市：由布地域包括ケア推進協議会
 - (3) 中部医療圏域内市町村連携強化及び事業の推進のための連絡会議の開催
- 2 看護職を中心とした医療・介護連携の推進
 - (1) 看護ネットワーク推進会議
 - (2) 介護施設等看護職を対象とした研修会
 - (3) 医療機関と在宅を結ぶ相互交流事業
- 3 難病患者や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - (1) 難病対策地域連絡会の開催
 - (2) 精神障がい者地域移行地域定着支援の協議の場

中期的目標

- ・市町村間の連携強化及び事業推進支援を行い、地域ケアシステムの深化を図ることができる。
- ・入退院時情報共有ルールを運用している医療機関や関係機関の増加を目指す。

目標指標

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援
 - (1) 地域医療構想会議の開催 1回
 - (2) 市の事業・会議へ積極的な参画・助言
 - 臼杵市在宅医療・介護連携推進事業
 - 津久見市在宅医療・介護連携推進事業
 - 由布地域包括ケア推進協議会への参加
 - (3) 中部医療圏域内市町村連絡会議の開催 1回
- 2 看護職を中心とした医療・介護連携の推進
 - (1) 看護ネットワーク推進会議 (中部：6回、由布：6回)
 - (2) 介護施設等看護職を対象とした研修会 (中部：1回、由布：1回)
 - (3) 医療機関と在宅を結ぶ相互交流事業 (中部：10施設、由布：5施設)
- 3 難病患者や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - (1) 難病対策地域連絡会 (中部：1回、由布：1回)
 - (2) 精神地域移行地域定着支援の協議の場 (中部：1回、由布：1回)

※¹ 県統計調査課「大分県の人口推計（令和6年10月1日現在）」

※² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

現状と課題

Ⅲ グリーンアップおおいたの推進

- ・「グリーンアップおおいた」は、自然環境を守るのみならず、活かして選ばれる視点を取り入れ、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組であり、その理念の一層の普及を進める必要がある。
- ・豊かな水環境保全を推進するため、関係者で構成した流域会議の開催、排水対策として事業場への立入及び浄化槽の適切な維持管理について啓発する必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が依然として見られることから、巡回監視等を通じて廃棄物の再資源化も含めた適正処理を指導する必要がある。
- ・大気汚染防止法の届出対象外工事における不適切な事前調査や解体等作業によるアスベスト飛散防止のため、工事業者に対する監視指導体制を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 環境保全活動の支援

- (1) グリーンアップおおいた実践隊の活動支援
- (2) 環境教育の推進

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議の運営支援（技術支援・必要物品支給等）
- (2) 事業場排水対策
- (3) 生活排水対策
 - ①浄化槽法定検査未受検者・不適正事案への指導
 - ②浄化槽の適切な維持管理についての啓発（動画活用等）

3 廃棄物の適正処理の推進

巡回監視やスカイパトロール、ドローンを活用した空撮の実施等による廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の強化

4 アスベスト飛散防止対策の強化

事前調査結果報告及び建設リサイクル法に基づく届出を活用した、解体等工事現場に対する立入調査の実施及び不適切な解体作業等の改善指導

中期的目標

- ・豊かな水環境の保全のため、監視指導や関係主体との連携強化に取り組む。
- ・空撮等の効率のよい監視策を実施し、廃棄物の不適切な取扱いを減らす。
- ・事業者による適切なアスベスト対策により、安全な空気環境を保全する。

目標指標

1 市民参加型の環境保全活動の推進

- (1) 環境保全ネットワーク「地域推進会議」の開催
(中部：1回、由布：1回)
- (2) グリーンアップおおいたアドバイザー制度の周知
(中部：10回、由布：10回)

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議等開催 (由布：2回)
- (2) 立入検査計画の作成及び立入実施数
(中部：20回、由布：20回)
- (3) ①未受検者・不適正事案への指導率 (中部：100%)
②浄化槽維持管理の啓発 (中部：1回、由布：1回)

3 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物処理施設や排出事業者に対する延べ監視件数
(中部：500回、由布：300回)

4 アスベスト飛散防止対策の強化

- ・解体等工事現場への立入検査件数
(中部：30件、由布：20回)
- ・不適切な解体作業等の改善指導件数 (随時)

Ⅳ ICT等を活用した保健所業務効率化と県民サービスの向上

現状と課題

- ・全庁的な取組として、県政のあらゆる分野でDXを推進するために、大分県DX推進戦略に基づき、電子申請やキャッシュレス納付の利用促進など、県民との接点となる行政サービスのデジタル化・オンライン化が推進されていることから、中部保健所においても、公金収納のキャッシュレス化、立入検査をはじめとする各種業務の電子化、オンラインによる会議・研修等に取り組むことで、一層の業務効率化に取り組む必要がある。
- ・保健所では、限られた人員で新興感染症等をはじめとする健康危機に迅速に対応できるよう、平時から保健所業務全般について、県民の利便性向上に資するICT等を活用した業務の効率化が求められている。

保健所が実施すべき対策

- 1 ICT等を活用した保健所業務効率化の推進**
 - (1) オンライン会議の推進、自動文字起こしツールや生成AIの利用、集約作業の省力化など、ICTツールの積極的な活用による内部業務の効率化を検討
 - (2) 研修等によるICT等の活用推進に向けた所内人材の育成のほか、業務アプリの操作体験等により、職員の利用意欲の向上を図る。
- 2 県民の利便性の向上**
 - (1) オンライン会議、研修の積極的導入及び開催
 - (2) 公金収納窓口のキャッシュレス利用率向上に向けた県民への周知、支払窓口における利用勧奨
 - (3) 医療監視等の業務について、対象者が来所することなく、オンラインにより資料の送付等ができる仕組みを整備

中期的目標

- ・ICT等の活用による業務効率化と職員の利用意欲の向上を図る。
- ・オンラインによる会議・研修会を開催し、参加者の利便性を高める。
- ・ICT等を活用した電子申請等により、県民の利便性を向上させる。

目標指標

- 1 ICT等を活用した保健所業務効率化の推進**
 - (1) 紙ベースで実施している既存業務等のICT化に向けた所内検討の実施、業務アプリの利用勧奨及び利用効果の検証
 - (2) ICT等に活用に係る職場研修の実施（中部：1回、由布：1回）
- 2 県民の利便性の向上**
 - (1) オンラインを活用した会議、研修会の開催
（中部：35回、由布：20回）
電子申請を活用した業務（研修・アンケート等）数
（中部：28回、由布：21回）
 - (2) 公金収納窓口のキャッシュレス化導入に係るマニュアルの整備・改訂及び来庁者向けの周知及び利用勧奨
 - (3) オンラインにより資料送付等ができる仕組みを整備